明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）　一
〔省　令〕
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　九
〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務四一）　一三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（同四四二）　一四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二九九～三〇七）　一四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三〇八～三一〇）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三一一～三一三）　一五
○牛乳乳製品統計調査規則第三条第五項の農林水産大臣が定める乳製品等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一八七二）　一六
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八七三）　一六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一九
会社その他
会社決算公告　二一

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百七十二号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣臨時代理
国務大臣　宮下　一郎
防衛大臣　木原　稔